



専門家の視点：プロジェクトの進捗状況

昨年 11 月に PwC フランスが主催した「IFRS 2006」会議の開催にあたり、IFRS の主な関係者にインタビューを行いました(インタビューの参加者については以下のリストをご覧ください)。今月号では、ジョイント・ベンチャー、企業結合第二フェーズ(BC2)、IAS 第 12 号、リース会計、公正価値および年金の進捗状況に関する回答を掲載します。

インタビューの参加者：

- IASB議長、David Tweedie(DT)；
- IASBメンバー、Gilbert Gélard(GG)；
- PwCのSEC-FPIサービスのシニア・テクニカル・パートナー、Wayne Carnall(WC)；
- IFRICメンバー、PwCグローバルIFRSリーダー、Ian Wright(IW)；
- PwCのグローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス・マネジメント・チームのメンバー、Dave Kaplan(DK)

ジョイント・ベンチャー・プロジェクトの進捗状況を教えてください。

DT: 比例連結か、持分法処理かに関する議論では、我々は持分法処理を支持します。会社あるいは団体の持分を取得した場合には、持分法処理が適当です。当該持分を資産として取得した場合には、当該資産の自己持分を資産計上し、残部を持分法処理するでしょう。

我々は、当プロジェクトは 2007 年末までに完了すると予想しています。

連結プロジェクトの進捗状況を教えてください。

DT: 我々は 2007 年末までにディスカッション・ペーパーを公表したいと考えています。問題となるのは連結のタイミングであり、対象範囲を広げて特別目的事業体も含めます。連結には 2 つの方法があります。米国基準で採用されている方法(50%超の持株基準)と、米国以外で採用されている方法(実質支配力基準)です。例えばフランスでは、株式を 40%所有する場合には支配力があるとみなされます。

IFRS は支配力が重要だとしています。しかし、我々はこの指針が不明瞭であることを認めます。我々は被連結会社が引き続き確実に連結対象とされることを望んでおりました。IFRS は支配力が重要だとしていますが、支配力基準以外を採用している場合、新基準が作成されるまでその方法を容認します。

支配力が明確でない場合に、利用可能な代替的方法是存在するでしょうか？我々は FIN 第 46 号(R)を検討しましたが、より原則主義的な方法を考えています。

少数株主持分についての売建ての会計処理は、BC 2 プロジェクトで明確になりますか？その場合、当該プロジェクトは再公開草案を要求することになりますか？

IW: この議論は、解決策が出るまで暫く続くでしょう。多くの企業は、当該売建てを負債計上して貸方で債務を認識しているようです。しかし問題は借方に何を建てるか、および売建ての価値の変動をどこに計上するかです。

私は、IFRIC は短期間で有意義な解決策を提示することはできないと思います。なぜなら、短期間でメンバー間の合意を得ることは容易ではないからです。

DT: それについて検討しようとしているところですが、再公開草案に関するルールがあります。おそらくプロジェクトの一部を切り出す必要があるでしょう。一事項のためにプロジェクト全体を滞らせることができるとは思いません。

BC 2 プロジェクトの進捗状況を教えてください。

DT: 早期に終了するといいいのですが。主な問題は全部のれん方式に関するものですが、これはあまり評判が良くありません。FASB はこれに関して様々な見解を持っています。

我々は、少数株主持分の取り扱いについて、米国基準の処理は不適切だったと考えました。帳簿価額が 100 のある資産を買収しそのうちの 70%の持分を取得し、当該資産の公正価値が 200 である場合、我々が計上する値は 200 です。少数株主持分は当該公正価値の 30%である 60 となります。米国基準では少数株主持分を取得原価で表示したため、当該資産が 170 で計上されました。140 が資産価値で、30 が少数株主持分でした。米国はこの根拠を説明できなかったため、少数株主持分が 60 に変更されることを認めました。そして、「しかしながら、取得企業は被取得企業ののれんの一部の権利も有する」と述べています。つまり、「企業価値の評価」の問題というよりもむしろ「少数株主持分の適切な評価」の問題でした。

もうひとつの議論の多い論点は、取引費用に関するものです。もしこの問題が解決されなかった場合、我々は首尾一貫性を図るために他の基準を修正しなければなりません。

また、資産とは何か、という問題もあります。資産価値は取引費用にあるのではなく、企業結合のなかにあります。企業結合で支払った金額を配分しますが、取引費用を含めた場合単にのれんが加算されることとなります。これでは企業価値は示されません。私は結論がどのようになるかはわかりませんが、取引費用は費用処理しなければならないと考えます。企業に支払われた金額を明確にしたいと考えています。

最後は、段階取得に関する問題です。段階取得の方法は数多くありますが、処理をひとつに決めなければなりません。既存の持分について損益を計上することを支持しません。

IASB がコメント・レターに正当な配慮を行っているかどうか不明な場合があります。コメントする側が将来コメントすることに躊躇するリスクはないでしょうか？

DT: ないことを願います。そのように考える理由は理解できます。あるペーパーは、「原則に同意しますか？」とは言わずに、「これらの原則は公開草案に記載されています；これらが原則であることに同意しますか？」としていました。私は細かな配慮が欠けていると思います。コメント内容は公表されています。すべての見解に同意するわけではありませんが、一部は正当と考えています。私は、その中のいくつかの問題を IASB がとりあげてしっかり議論していると思いません。

最終の企業結合会計要件に関連して、何らかのフィールドテストは予定されていますか？

DT: 我々は既に、この問題、特に IFRS 第 3 号の適用に係るのれんの問題について、企業と多くの時間を費やしてきました。現時点では具体的な計画はありませんが、我々が問題に直面した場合にはまた企業と協議することになるでしょう。

DK: 私の知る限り予定されていませんが、私は、フィールドテストは基準設定において重要な要素だと考えます。これから発行日までの期間は、両審議会が、基準が実務上適用可能であることを確認し目標達成を達成するために何らかの詳細なフィールドテストを実施する良い機会だと思います。

IASB は BC 2 の適用日を 2009 年に延期しました。将来の米国基準でも同様な措置が採られるでしょうか？

DK: FASB は BC 公開草案の適用時期について言及していませんが、FASB は IASB との間の首尾一貫性の実現を目指しているので、IASB が延期した時期と同様に適用を延期すると思います。

IAS 第 12 号に関する共同プロジェクトは、なぜ繰延税金の割引について提案しないのですか？

DT: 私は提案すべきだと考えますが、これは少数派の意見です。IAS 第 12 号「法人所得税」を徹底的にレビューすべきですが、覚書 (MOU—今後 5 年間にわたる作業プログラム—) に従わなければならないため、その時間がありません。

IAS 第 12 号は、議論の多い複雑な基準です。IAS 第 12 号には米国基準と類似するモデルがありますが、異なる例外が設けられています。目標はこの差異を取り除くことです。IASB は昨年 2 月にこれに関する審議を終了しており、今度は FASB が審議する番です。我々は米国基準における法人税の不確実な会計処理で足止めされました。

リース・プロジェクトの進捗状況を教えてください。

DT: 新しいリース基準を作成する場合、リース契約で発生した負債と取得した資産の権利を開示することが原則になるでしょう。更新オプションと残存価値保証に関して、いくつかの追加的アドバイスがありますが、この負債を計上する限りなんとかなります。これが回避行動への対応についての原則です。

非償還劣後債に関する IFRIC の立場は、どの程度、法的実態に基づいているのですか？

GG: IAS 第 32 号は「現金あるいはその他の金融商品を提供する契約上の債務が明確に定められていない金融商品は、契約条件で間接的に債務を定めることができる」としています。これについては 2 つの解釈が可能です。

第一の解釈は、金融商品がそれ自体を返済することが経済的に強制されていると想定される場合、このことは、形式より実質を優先させることにより、金融商品の契約条件により間接的に定められた間接債務に相当すると言うものです。ここでは、実質は経済的実質として解釈します。

第二の解釈は、金融商品の法的実質のみに基づくもので、経済的に強制されていることが債務あるいは負債を生み出すという考えを否定するものです。負債が存在しないため金融商品は持分金融商品となります。

第二の解釈は、IAS 第 32 号で採用されてきました。それは、形式より実質を優先する原則が金融商品の単なる法的形式を凌駕することを意味しています。しかし、純粋な経済的な強制を考慮しているとは言えません。

私は第一の解釈を支持します。この解釈はフランスでこの 20 年にわたり論争してきたものです。第二の解釈はフレームワークとも矛盾します。

また、財務情報の質的特徴に関するディスカッション・ペーパーについても、フレームワークの改訂の範囲内で、言及する必要があるでしょう。BC 2 によると、経済的実質主義は忠実表示に含まれることで消滅するため、それについて言及する必要はないでしょう。

SEC は、IFRS 第 7 号が許容するように、感応度分析に関連して要求される一定の情報を財務諸表外で開示することを容認するでしょうか？

WC: IFRS 第 7 号は企業に対して、必須開示事項を直接財務諸表に含めるか、あるいは相互参照を用いて情報を財務諸表に組み込むか、のどちらかを許容しています。どちらの形式を採った場合でも、開示は財務諸表の一部とみなされ、監査報告書の対象となります。Form 20-F の Item 11「市場リスクの量的・質的開示」は、IFRS 第 7 号が要求するのとはほぼ同一の情報を開示するよう求めています。しかしながら、SEC 規則はそのような情報を実際に財務諸表に含めることを禁止し、当情報にセーフハーバーを設けました。

英国会計基準審議会は 1998 年に FRS 第 13 号「デリバティブおよびその他の金融商品：開示」を公表し、財務諸表で類似の開示を要求しました。当時、SEC 職員は、企業が英国の会計基準に準拠できるよう、財務諸表に含めることを禁止する SEC 規則を廃止すると述べました。しかしながら、財務諸表に当該情報を含めることで、企業はセーフハーバーによる保護を失います。同じような考え方が IFRS 第 7 号にも当てはまります。

Form 20-F の Item 11 は、IFRS 第 7 号に類似するものの、IFRS 第 7 号の範囲を超えた一定の追加情報を要求できます。このため、企業は IFRS 第 7 号への準拠が要求される一方で、Form 20-F の Item 11 が要求し、IFRS 第 7 号が要求しない情報が財務諸表に含まれるのを回避しなければなりません。財務諸表外の情報はセーフハーバーによる保護の対象となります。財務諸表から開示を除外した場合には、「財務報告に係る内部統制」の対象ではなくなります。

公正価値測定に関するプロジェクトが完了するのはいつ頃でしょうか？また当該プロジェクトの主な特徴を教えてください。

DT: 公正価値に関するアプローチは、我々の基準の至る所に存在しており、首尾一貫していません。我々には公正価値の適用方法を規定する単独の基準が必要です。

我々がこのプロジェクトに着手する以前は、ほとんど米国基準に関心を払っていませんでした。当初の考えは米国基準を採り上げ、我々のプロジェクトをそれに照らして検討し、その後公表するというものでした。しかし、米国基準の完成が近づき、我々はそれが米国を重視したものであることがわかりました。このため、我々は、米国基準が公表されるまで当該プロジェクトを保留しました。現在我々は米国基準を参考にし、必要事項について米国基準が十分に情報を提供しているか、それを支持するかどうか等を検討しています（前述の公正価値に関する記述を参照してください）。

重要な問題は、それをいつ行うかではなく、どのように行うかです。近く開催される円卓会議での論点は、いつ公正価値測定を行うかです。

時代は実際に全面公正価値評価に向かっていますか？

DT: 我々は、測定に関する円卓会議を開催しています。取得原価への回帰を支持する人はごく僅かです。すべてを公正価値で測定することを支持する人もごく僅かです。ほとんどの人はその中間にいます。もっとも適切だと皆が考えるものを見つけないと思います。

また、金融商品に関しても円卓会議を開催したいと思います。金融商品は複数の取引方法があります：(1) 売買目的—これについて異論はありません；(2) 満期保有—ボラティリティがあるため、これについては懸念があります；(3) 売却可能。これらの 3 つの分類は必要でしょうか？

当該論点を単純化し、公正価値ヘッジを廃止せずに単に公正価値オプションが利用されている理由を問いたいと思います。分割処理を排除して、ヘッジしたい項目があればヘッジすべきです。そうすれば単純な基準となります。例外がすべてなくなるでしょう。キャッシュ・フロー・ヘッジは依然として必要かもしれませんが、ヘッジの有効性はどのようにすべきでしょうか？これについては対処が必要です。活動開始から5年間でその問題に対処することができませんでした。

減損に関するプロジェクトが完了するのはいつ頃ですか？また現在の主な状況を教えてください。

DT: 米国はこれを短期コンバージェンスで扱う予定でした。短期コンバージェンスで扱う問題では、差異の存在を認識することでした。法人所得税では、最初すべての差異を取り除くことから始めて、2年間取り組んできましたが、いまだ公開草案は生まれていません。この経験から SEC が検討している対応方法、主要な差異を特定しその除去方法を検討すること(残りの詳細な差異は無視する)、を支持します。

我々が検討しているのは、減損の測定方法です。IASB はこの測定に回収可能金額を採用しており、これは現在価値/将来キャッシュ・フローと売却価格のどちらか高いほうです。米国基準は公正価値(すなわち、売価)を採用していますが、現在価値を用いて計算します。公正価値が、処分価格ではなくキャッシュ・フローを得るために市場で取引されうる金額であることが明らかな場合、私は公正価値を認めます。どちらにしても類似した回答を得ることになるので、実際の差異よりむしろ語義の問題となります。

その他に、減損の戻入の問題があります。米国基準は、減損は新たな費用を発生させるとして戻入を否定しています。しかし、私はこれを支持しません。米国やその他の国々は会計操作の可能性、つまり利益をどのように表示したいかによって、資産の評価を下げたり、評価を戻したりする可能性を懸念しています。私は乱用防止だけのために基準が作成されるのではないと思います。我々は、「永続すると考えていた状況が突然変化した場合、一度評価を下げたものをなぜ元に戻してはならないのか？」ということの問題にすべきでしょう。一方で公正価値を支持しながら、また一方で減損の戻入を反対するのは難しいと思います。

IASB の議題に新しい年金プロジェクトを追加した理由を教えてください。

DT: 年金は重要な世代間の問題であり、企業にとっては難しい問題です。年金の超過分あるいは不足分を貸借対照表に記載すれば企業は破綻すると主張する人がいます。しかしこの問題は、長期/短期の議論です。年金債務を20年も30年も支払う必要はありません。しかしながら、ギャップは拡大しています。このギャップを縮小することができるのか、要求されたときに支払いが行えるのが問題です。

我々は企業に対し、退職や健康保険に関して、履行不能な契約を結ばせないよう取り組んでいます。医療費は物価上昇率以上に急増しています。ある人に退職から死亡までの間の健康保険の支払いを約束した場合、かなりの金額になります。その人は企業に労働力を提供することができないため、これは負債に該当し、その負債を表示しなければなりません。

同じことは年金にも当てはまります。不足分の処理が問題となります。英国は既にこの問題を経験しており、その解決策が機能しています。英国企業は不足分(あるいは余剰分)を表示するよう要求されました。これに対しこの不足は単に一時的なものであるとの反応でしたが、経済状況が悪化したことを示す決定的な兆候があらわれました。当初、当該不足分の表示を反対していましたが、2年後彼らは問題を認識し、現在年金の議論をしていると彼らは言っています。企業は長期的視点でこの問題に対処しています。

お問合せ: あらた監査法人(広報)

あらた監査法人
〒108-0014
東京都港区芝浦4丁目2-8
住友不動産三田ツインビル東館13階
電話:03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界149ヶ国771の都市に14万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計及び監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.